**固定資産（土地）住宅用地特例及び新築住宅に対する固定資産税軽減申告書**

年　　月　　日

　矢吹町長

|  |  |
| --- | --- |
| □矢吹町税条例第74条（住宅用地特例） | の規定に基づき、次のとおり申告します。 |
| □矢吹町税条例第10条の3（新築住宅減額） |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申 告 者 | 所在者の住所  （又は所在） |  | | | | | | | | | | | | | 連　絡　先 | 電話番号 |
| 所有者の氏名  （又は名称） |  | | | | | | | | | | | | | 氏　　名 |
| 個人（法人）番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 申告理由 | | 1 家屋の新築　　2　家屋の滅失　　3　建替え　　４　土地・家屋の利用、用途変更 | | | | | | | | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土　地 | 所 在 地 | 面　積（㎡） | 住宅用地以外に利用している部分 | | 所 有 者 |
| 用 途（地目） | 面 積（㎡） |
| 矢吹町 |  |  |  |  |
| 矢吹町 |  |  |  |  |
| 矢吹町 |  |  |  |  |
| 矢吹町 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 家　屋 | 上記の土地を敷地とする家屋 | | | 建 築  面 積  （㎡） | 延 床  面 積  （㎡） | 住宅部分  の床面積  （㎡） | 所 有 者 |
| 所 在 地 | 家 屋 番 号 | 用 途  （種 別） |
| 矢吹町 | 番 |  |  |  |  |  |
| 建 築 年 月 日 | ．　　． | | 居住（取得）年月日 | | ．　　． | |
| 構　造 | 木造　・　軽量鉄骨造　・　鉄骨造　・　その他（　　　　） | | | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 滅 失 家 屋 | 上記の土地を敷地としていた家屋 | | 取 壊 し  年 月 日 | 所 有 者 |
| 所 在 地 | 用 途  （種　別） |
| 矢吹町 |  | ．　　． |  |
| 矢吹町 |  | ．　　． |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 処理欄 | 土　地 | | | | | 家　屋 | |
|  | 画　地 | → | 用　途 | → | 入　力 | 面　積 | 用　途 |
| 担当者 |  | 専・併・占有率（　　%） |  |  | 専・併 |
| 確認者 |  | 専・併・占有率（　　%） |  |  | 専・併 |

【住宅用地の申告について】

　毎年1月1日現在で、所有する土地が住宅用地となっている場合は、固定資産税の軽減を受けることができます。

　この申告書は、住宅の新築により軽減措置の適用を受ける場合のほか、住宅の増改築、滅失、建替え、土地・家屋の利用又は用途の変更等により、適用されている軽減内容に変更が生じる場合にも提出が必要です。住宅用地を所有する人は、1月31日までに矢吹町役場税務課固定資産税係に申告してください。

【住宅用地の軽減について】

　住宅用地とは、専用住宅、店舗付き住宅などの併用住宅（居住部分の割合が25％以上）及びアパート、マンションなどの共同住宅の敷地をいいます。また、住宅用地は「小規模住宅用地」と「一般住宅用地」に分けられ、次のように課税標準額が軽減されます。

・小規模住宅用地

　一戸あたり200㎡以下の部分は、課税標準額の価格の6分の1の額となります。

・一般住宅用地

　一戸あたり200㎡を超える部分は、課税標準額の価格の3分の1の額となります。

　なお、建築予定地や建築中の土地は軽減の対象となりませんが、次の要件を満たす住宅建替えの場合は、建替え前に適用されていた住宅用地の面積を限度として、軽減を受けることができます。

・当該土地が前年度に住宅用地であったこと。

・1月1日現在で住宅の建設に着手され、翌年の1月1日までに完成すること。

・建替えの前後で、住宅の敷地に変更がないこと。

・建替え前後の土地所有者が、原則として同一であること。

・建替え前後の住宅所有者が、原則として同一であること。

【新築住宅の軽減】

新築住宅については、一定期間固定資産税が減額されます。居住部分の床面積が50㎡（一戸建て以外の貸家住宅は40㎡）以上、280㎡以下が要件となります。軽減床面積については、床面積が120㎡までのものはその全部が2分の1に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が2分の1に税額が軽減されます（事務所、店舗、倉庫等は除く）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 減額期間 | |
| 一般住宅 | 長期優良住宅 |
| 一般住宅 | 新築後3年度分 | 新築後5年度分 |
| 3階建以上の  中高層耐火住宅 | 新築後5年度分 | 新築後7年度分 |